

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の手続きの流れ

～ 企業(事業主)向け ～

神奈川県障害者雇用促進センター

2024年6月17日版

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の手続きの流れ

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業は、神奈川県が令和6年度から実施する新規事業です。

この事業は、就労支援機関が実施するインターンシップ（実習）や障がい者求人の一環で行う体験実習と異なり、障がい者雇用に当たって、企業が障がい者を受け入れ、障がい者と共に働くことを企業に体験をしていただくものです。

参加の流れは、次の①から⑦です。是非参加のご検討をしてください。

①神奈川県障害者雇用促進センターが企業に説明訪問します。②本事業参加を希望された企業から登録申請していただきます。③企業名簿に登載されます。④就労支援機関が名簿を閲覧し、体験協力可能な障がい者を紹介します。⑤体験実習を行います。⑥実習終了後に体験実習推進員（以下「推進員」といいます。）が報告書を受け取ります。⑦企業と実習者に協力金等を振り込みます。

対象企業

本事業の趣旨に賛同し、障がい者の雇用を前提としない体験実習について受入可能な企業（事業所）であって、次のいずれにも該当する企業

■ 常用雇用者が300人以下の企業

■ 高年齢者雇用状況報告及び障害者雇用状況報告を横浜市・川崎市を除く神奈川県内の所在地で行っている企業

■ 以下に該当しない企業

- ・ 国、地方公共団体（公営企業体を含む。）の施設、事業所（指定管理者が運営するものを含む。）
- ・ 特例子会社
- ・ 就労継続支援A型事業所
- ・ 神奈川県警察本部へ照会した結果、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）が企業の代表者又は役員に確認された企業
- ・ 本事業において体験実習者に賃金若しくはそれに類する金品を支給したことが過去にある企業

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の手続きの流れ

参加対象の障がい者

- 県内の障害者就業・生活支援センター、地域就労援助（支援）センター及び就労移行支援事業所（以下「就労支援機関」という。）を利用している方で、以下に該当しない方
 - ・ 特別支援学校、インクルーシブ教育実践推進校など学校教育法に定める学校等の在校生
 - ・ 体験実習開始時点において在職中の者
 - ・ 参加申し込み時点において身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持していない者
 - ・ 神奈川障害者職業センター、職業訓練法人神奈川能力開発センター、国立県営神奈川障害者職業能力開発校等の訓練機関の支援計画に基づく訓練を実施中である者
 - ・ 本事業において、過去に同一企業（事業所）かつ同一職種の実験実習に参加したことがある者
 - ・ 同一の年度内にすでに本事業を利用したことがある者
 - ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」等に基づく障害福祉サービス事業所のうち、就労支援機関以外の事業所を利用する者（就労継続支援や自立訓練等）
 - ・ 就労支援機関を利用している場合に、当該就労支援機関を運営する同一の法人が運営する事業所において体験実習の参加を希望する者
 - ・ 参加を申し出た障がい者が、障がい者雇用に係る就労準備性が整っていないと現に利用する就労支援機関が判断した者
 - ・ その他、本事業の利用中に受入事業所に故意に損害を与えたり、体験実習終了後も含め、受入事業所の許諾なく内部情報を第三者に提供したりするなど迷惑な行為を行った者

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の手続きの流れ

実習期間等

- ・体験実習の期間は登録事業所の営業日で土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日を除き、連続する2日から10日の間で設定した期間内に実施してください。
(ただし12月29日から1月3日までを含んだ期間設定はできません。)
- ・1日当たりの実習時間は登録事業所の就業時間内において3時間から8時間(休憩については、各登録事業所の就業規則等による。)の範囲内としてください。
※1月末までに実習が終了していることが必要です。(2月以降は実習受入できません。)

受入奨励金・参加謝礼金等

■企業に支払われる「受入奨励金」

1日あたり 5,000円(同日に複数人受け入れた場合でもこの金額となります。) 上限10日

■障がい者に対する「参加謝礼金」

1日あたり 2,000円 上限10日

■傷害保険及び損害賠償責任保険(神奈川県が直接契約・精算)

被保険者 実習中及び通勤中

参加者 傷害 不慮の事故等による怪我など

賠償責任 被保険者からみて第三者に損害を与えた場合(故意を除く)

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の手続きの流れ

手続きの流れ

①神奈川県障害者雇用促進センター推進員の企業訪問

事業の概要、手続きの流れ、留意点の説明を行います。

②本事業参加を希望された企業から登録申請

- ・「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業受入企業情報登録申請シート」（第1号様式）に「役員等氏名一覧表」（任意様式）を添付して申請していただきます。（手続きに1ヶ月程度要します。）
- ・神奈川県で神奈川県暴力団排除条例でいう排除対象の非該当確認をします。
※ 排除対象となった場合は、「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業受入企業不登録通知」（第2号様式）で通知されます。

③企業名簿登載

第1号様式記載内容が名簿に登載されます。

登載結果は当センターから連絡します。

※登載内容は、当センター又は障害者就業・生活支援センターで確認することができます。（修正は当センターが行います。）

④就労支援機関が名簿を閲覧し、体験協力可能な障がい者を支援機関から企業に紹介します。

就労支援機関は推進員又は障害者就業・生活支援センターから提供された名簿を閲覧し、体験実習協力可能であることを支援機関から企業に電話連絡をします。

企業は業務内容や必要なスキルを支援機関に説明し、双方合意の下実習を開始します。

※ ここでいう就労支援機関は、神奈川県内（横浜市・川崎市を除く）に所在する「障害者就業・生活支援センター」「地域就労援助（支援）センター」「就労移行支援事業所」をいいます。

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の手続きの流れ

⑤体験実習を行います。

(事前手続き)

- ・就労支援機関は、体験参加決定後、実習開始日の2週間前までに「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業参加申込書兼アセスメント情報チェックシート」(第3号様式)及び「口座振込依頼書(参加者用)」(第4-1号様式)預金通帳の写し等を県推進員を通じて県に提出します。
- ・県は、実習参加する障がい者の健康等に関する情報が事前に共有されていることを「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業参加申込書兼アセスメント情報チェックシート」(第3号様式)を確認します。

(実習中の取扱い)

- ・体験実習の開始前に、参加者の当日の体調を⑥でいう実施報告書により確認します。
※体調不良等の場合は、体験実習を実施せずに、その旨を就労支援機関を通じて県推進員に伝達してください。
- ・体験実習実施期間中の立会いや現場における援助は、原則本事業への参加を申し込んだ就労支援機関が対応します。
- ・体験実習の終了時もしくは終了後速やかに、受入事業所、参加者及び就労支援機関で、体験の振り返りを行います。

⑥実習終了後に推進員が報告書を受け取ります。

受入事業所及び就労支援機関は、「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業実施報告書」(第5号様式(実施報告書))及び受入事業所については「口座振込依頼書(実施受入事業所用)」(第4-2号様式)に口座番号等が確認できる書類の写し等を添付し、体験実習の終了後、直ちに県に提出してください。(推進員が受取に参ります。)

⑦企業と実習者に協力金等を振り込みます。

県は、受入事業所が提出した実施報告書で履行確認し、月内に実施した体験実習について(ただし連続して翌月まで実施した実習を含む。)月毎にとりまとめ、実施した月の翌々月末(土日等の場合翌日)までに、参加謝礼金及び受入奨励金を口座振込依頼書に記載された所定の口座に月毎に振り込みます。